

## 池田市子ども医療費の助成に関する条例施行規則

平成6年5月31日規則第16号

(趣旨)

**第1条** この規則は、池田市子ども医療費の助成に関する条例（平成6年池田市条例第5号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(医療保険各法)

**第2条** 条例第2条第3号の規則に定める医療保険各法（以下「医療保険各法」という。）は、次に掲げる法律とする。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

(一部自己負担額)

**第3条** 条例第4条に規定する規則で定める一部自己負担額（治療用装具の支給を除く。）は、条例第7条第2項に規定する医療機関（以下「医療機関」という。）ごとに、1日につき500円とする。ただし、当該一部自己負担額は、条例第4条の自己負担費用を超えることができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、条例第3条第1項に規定する対象者（以下「対象者」という。）に係る同一の月に同一の医療機関において行う一部自己負担額の支払は、2日までとする。
- 3 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う医療機関における前2項の規定の適用については、歯科診療及び歯科診療以外の診療は、それぞれ別の医療機関とみなす。

- 4 対象者が同一の月に同一の医療機関において入院及び入院以外の療養を受けた場合における第1項及び第2項の規定の適用については、入院及び入院以外の療養は、それぞれ別の医療機関で受けたものとみなす。
- 5 同一の月に支払った対象者に係る一部自己負担額（医療機関又は審査支払機関（健康保険法第76条第5項の規定により委託し、審査及び支払に関する事務を行う社会保険診療報酬支払基金法（昭和23年法律第129号）の規定による社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険法第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。）から一部自己負担額の算定に必要な情報の提供があった医療のうち、同法又は社会保険各法の規定に基づき一部負担金の額の端数を切り捨て、又は切り上げる前の額（この項において「端数処理前の額」という。）が500円未満の医療にあつては、当該端数処理前の額）を合算した額が2,500円を超える場合は、当該合算した額から2,500円を控除した額を助成する。
- 6 前項の助成を受けようとする者は、一部自己負担額償還申請書兼口座登録依頼書（様式第1号）に、支払った一部自己負担額に関する証拠書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、市長が医療機関又は審査支払機関から一部自己負担額の算定に必要な情報の提供を受けたときは、この限りでない。

（医療証の申請）

**第4条** 条例第6条第1項の規定による申請は、子ども医療証交付（更新）申請書（様式第2号。以下「交付（更新）申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出することにより行うものとする。

- (1) 医療保険各法の規定による被保険者証、組合員証又は加入者証
- (2) 保護者（条例第2条第2号に規定する保護者をいう。以下同じ。）の前年の所得（1月から6月までの医療費の助成に係る申請については、前々年の所得）について市町村の長が証明する書類

(3) その他市長が必要と認める書類

- 2 前項第2号に規定する書類は、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第1条に定める額について市長が算出できる事項が記載されたものでなければならない。
- 3 保護者がそれぞれ所得を有する場合における第1項第2号の適用については、当該保護者のうち生計を維持する程度の高いものの所得に係る書類を添付するものとする。

（添付書類の省略等）

**第5条** 市長は、前条の書類により明らかにすべき事実を公簿等により確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

- 2 市長は、災害その他特別の事情がある場合において、特に必要があると認めるときは、この規則の規定による申請書又は届出に添えなければ書類を省略させ、又はこれに代わるべき他の書類を添えて提出させることができる。この場合において、医療証（様式第3号）を添えることができない事由があるときは、その旨を明らかにすることができる申立書をもって医療証に代えることができる。

（医療証の交付）

**第6条** 市長は、第4条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、受給に係る資格を有すると認めるときは医療証を、受給に係る資格を有しないと認めるときは子ども医療証交付申請却下決定通知書（様式第4号。以下「却下通知書」という。）をそれぞれ対象者の保護者に交付するものとする。

（医療証の有効期限等）

**第7条** 医療証の有効期限は、毎年6月30日とし、有効期限までに対象者が満18歳に達するときは、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までとする。

- 2 医療証の交付を受けている者（以下「受給者」という。）は、医療証の有

効期限が満了したときは、当該医療証を直ちに市長に返還しなければならない。

(医療証の更新申請等)

**第8条** 受給者は、毎年市長が別に定める期日までに交付（更新）申請書に第4条第1項各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、受給に係る資格を有すると認めるときは医療証を、受給に係る資格を有しないと認めるときは却下通知書を、それぞれ保護者に交付するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、公募等を確認することにより、第1項の期日において医療証を交付していた者が資格要件を継続して満たしているか否かについて確認できるときは、受給者に第1項に規定する手続を省略させることができる。

4 市長は、前項の規定により受給者に第1項に規定する手続を省略させた場合においては、当該受給者が受給に係る資格を有すると認めるときは医療証を、受給に係る資格を有しないと認めるときは子ども医療費助成制度資格喪失通知書（様式第5号）を、それぞれ保護者に交付するものとする。

(医療証の再交付)

**第9条** 保護者は、医療証を破り、汚損し、又は紛失したときは、子ども医療証再交付申請書（様式第6号）により市長に再交付を申請しなければならない。

2 前項の場合において、その申請が医療証を破り、又は汚損した場合における申請であるときは、同項に規定する申請書に、当該医療証を添えなければならない。

3 保護者は、第1項の規定により医療証の再交付を受けた後、当該紛失した医療証を発見したときは、速やかに当該医療証を市長に返還しなければならない。

(助成の方法の特例)

**第10条** 条例第7条第1項ただし書の特別の理由とは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 大阪府内の医療機関内において医療費に係る医療証を提示しなかったとき。
- (2) 受給者が、条例第7条第2項に規定する医療機関（大阪府に住所を有するものに限る。）以外で医療を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別に必要があると認めたとき。

2 条例第7条第1項ただし書の規定により医療費の助成を受けようとする受給者は、医療費支給申請書（様式第7号）により市長に申請しなければならない。ただし、市長が医療機関又は審査支払機関から一部自己負担額の算定に必要な情報の提供を受けたときは、この限りでない。

3 前項の申請書には、条例第4条に規定する医療に関する給付が行われることを証明した書類、医療に要した費用に関する証拠書類その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。ただし、市が国民健康保険法による保険者として受給者に係る療養費を支給する場合における申請については、この限りでない。

(届出事項)

**第11条** 条例第10条に規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 対象者の住所及び氏名
- (2) 保護者の住所及び氏名
- (3) 加入医療保険
- (4) 前各号以外の資格喪失に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項の各号に掲げる事項に該当する場合は、子ども医療費助成制度資格変

更（喪失）届（様式第8号）に医療証等を添えて14日以内に市長に届け出なければならない。

（損害賠償を受け得る場合の届出）

**第12条** 保護者は、受給者の疾病又は負傷に関し、損害賠償を受けることができる場合には、その事実、当該損害賠償をすべき者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）並びに被害の状況を速やかに市長に届け出なければならない。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成6年7月1日から施行する。ただし、第6条第1項、第7条及び第8条の規定は、同年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の池田市乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、平成6年7月1日以後に受けた医療費の助成について適用し、同日前に受けた入院医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 第3条の規則で定める額は、同条の規定にかかわらず平成7年9月30日までの間は、児童手当法施行令の一部を改正する政令（平成7年政令第223号）による改正前の政令第11条により読み替えられる政令第1条に定める額とする。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成6年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の池田市乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則等の規定は、この規則の施行の日以後の食事の提供に係る医療費の助成について適用し、同日前の食事の提供に係る医療費の助成については、なお従前

の例による。

**附 則**

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の池田市乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則附則第3項の規定は、平成7年6月1日から適用する。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の池田市乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則第2条の規定は、平成9年4月1日から適用する。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成13年4月1日から施行し、第1条中第1条の4の次に次の1条を加える規定は平成13年1月1日から適用する。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の池田市乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則の規定については、この規則の施行日以後の療養に係る医療費について適用

し、同日前の療養に係る医療費については、なお従前の例による。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の池田市身体障害児及び知的障害者医療費等の助成に関する条例施行規則の規定、第2条の規定による改正後の池田市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則の規定及び第3条の規定による改正後の池田市乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行日以後に係る医療費について適用し、同日前に係る医療費については、なお従前の例による。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年10月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の池田市老人医療費等の助成に関する条例施行規則、池田市身体障害者及び知的障害者医療費の助成に関する条例施行規則、池田市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則及び池田市乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行日以後に係る医療費について適用し、同日前に係る医療費については、なお従前の例による。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の池田市乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則の規定については、この規則の施行日以後の医療費について適用し、同日前

の医療費については、なお従前の例による。

- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の池田市乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）に規定する様式により提出されている書類は、この規則による改正後の池田市乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）に規定する様式により提出されたものとみなす。
- 4 この規則の施行の際現にある旧規則の様式による書類については、所要の修正を加え、当分の間新規則に規定する様式による書類として使用することができる。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成23年7月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規則による改正後の池田市乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行日以後の医療費について適用し、同日前の医療費については、なお従前の例による。

#### 附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年7月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規則による改正後の池田市児童医療費の助成に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、この規則の施行日以後の医療費について適用し、同日前の医療費については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の池田市乳幼児医療費の助

成に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）に規定する様式により提出されている書類は、新規則に規定する様式により提出されたものとみなす。

- 4 この規則の施行の際現にある旧規則の様式による書類については、所要の修正を加え、当分の間新規則に規定する様式による書類として使用することができる。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の池田市児童医療費の助成に関する条例施行規則の規定については、この規則の施行日以後の医療費について適用し、同日前の医療費については、なお従前の例による。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の池田市児童医療費の助成に関する条例施行規則の規定については、この規則の施行の日以後の医療費について適用し、同日前の医療費については、なお従前の例による。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の池田市児童医療費の助成に関する条例施行規則の

規定については、この規則の施行の日以後の医療費について適用し、同日前の医療費については、なお従前の例による。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に、この規則による改正前の様式により提出されている書類は、この規則による改正後の様式により提出された書類とみなす。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 市長の処分又は不作為についての不服申立てであって、この規則の施行前にされた市長の処分又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(池田市老人医療費の助成に関する条例施行規則の廃止)

- 2 池田市老人医療費の助成に関する条例施行規則（昭和46年池田市規則第47号。以下「旧老人医療費助成規則」という。）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この規則の施行の際現に池田市身体障害者及び知的障害者医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例（平成29年池田市条例第17号）附則第2項による廃止前の池田市老人医療費の助成に関する条例（昭和46年池田市条例第38号。以下「旧老人医療費助成条例」という。）の規定による

医療証の交付を受けている者（この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に大阪府内の本市以外の市町村において医療証の交付を受けている者のうち施行日以後当該本市以外の市町村から本市に住所を変更したものを含む。）に係る施行日から平成30年10月31日までの間における医療費の助成については、旧老人医療費助成規則の規定は、施行日以後も、なお従前の例による。この場合において、医療費の助成については、旧老人医療費助成規則の規定をそれぞれ第1条の規定による改正後の池田市重度障がい者医療費の助成に関する条例施行規則（以下「重度障がい者医療費助成規則」という。）の相当規定に読み替えて適用するものとする。

6 重度障がい者医療費助成規則、第2条の規定による改正後の池田市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則（以下「新ひとり親医療費助成規則」という。）及び第3条の規定による改正後の池田市児童医療費の助成に関する条例施行規則（以下「新児童医療費助成規則」という。）の規定は、施行日以後の診療に係る医療費の助成について適用し、施行日前の診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

7 第1条の規定による改正前の池田市身体障害者及び知的障害者医療費の助成に関する条例施行規則、第2条の規定による改正前の池田市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則及び第3条の規定による改正前の池田市児童医療費の助成に関する条例施行規則の規定に基づきなされた申請（変更申請を含む。）及び届出については、施行日以後においては、重度障がい者医療費助成規則、新ひとり親家庭医療費助成規則及び新児童医療費助成規則の規定に基づきなされた申請（変更申請を含む。）及び届出とみなす。

（準備行為）

10 重度障がい者医療費助成規則の規定、新ひとり親家庭医療費助成規則の規定及び新児童医療費助成規則の規定による必要な手続その他の行為は、この規則の施行日前においても、この規則による改正後のそれぞれの規則の規

定の例により行うことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の池田市重度障がい者医療費の助成に関する条例施行規則、第2条の規定による改正後の池田市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則及び第3条の規定による改正後の池田市子ども医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、施行日以後の診療に係る医療費の助成について適用し、施行日前の診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 第3条の規定による改正前の池田市児童医療費の助成に関する条例施行規則第6条、第8条及び第9条の規定により発行された医療証については、施行日以後令和2年6月30日までの間においては、改正後の池田市子ども医療費の助成に関する条例施行規則の規定にかかわらず、なお効力を有する。

(準備行為)

- 7 第3条の規定による改正後の池田市子ども医療費の助成に関する条例施行規則の規定による必要な手続その他の行為は、この規則の施行日前においても、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定の例により行うことができる。